韓国の奨学金制度一所得連動返還型奨学金を中心に一

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

- I 韓国の奨学金制度の概要
 - 1 制度の沿革
 - 2 現行制度
- Ⅱ 就業後学資金償還特別法の概要
 - 1 制定経緯
 - 2 主な内容
- Ⅲ 現行制度の課題

おわりに

翻訳:就業後学資金償還特別法

はじめに

経済協力開発機構 (OECD) によると、高等教育において、韓国は日本と同じく、「授業料が高額で、学生支援体制が比較的未整備の国々」に分類されている ⁽¹⁾。近年、進学率が向上し、所得水準に関わりなく高等教育機関に進学することが一般化したことに伴い、教育費の負担軽減が社会全体の課題となっている。

教育費の負担軽減策として、韓国では 2000 年代以降、奨学金制度に関する大規模な改革が進められ、給付型奨学金と貸与型奨学金 ⁽²⁾の両面において、強化が行われてきた。とりわけ、2008 年の李明博(イ・ミョンバク)政権の誕生以降、韓国奨学財団の設立 (2009年)、貸与型奨学金の一種である所得連動返還型奨学金 (Income Contingent Loan: ICL) の導入 (2010年)、給付型奨学金の再編 (2012年)等の重要な改革が行われ、奨学金制度は大幅に拡充された。大規模な改革が一段落した現在では、給付型と貸与型の双方の利点や課題を踏まえた、より効果的な制度運用を模索する段階に入っている。

本稿では高等教育を対象とした韓国の奨学金制度について、第 I 章で制度の沿革と現行制度の概要、第 II 章で現行制度において重要な役割を果たしている就業後償還学資金(所得連動返還型奨学金の韓国での呼称)の法的根拠となっている「就業後学資金償還特別法」⁽³⁾の概要、第 III 章で現行制度の主な課題に係る論点を紹介し、併せて同法の全文を訳出する。

^{*} 本稿におけるインターネット情報は、2016年11月30日現在である。

⁽¹⁾ 徳永優子ほか訳『図表でみる教育 OECD インディケータ 2015 年版』明石書店, 2015, p.301. 日本を含む諸外国の大学の授業料と奨学金については次の資料を参照。齋藤千尋・榎孝浩「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』869 号, 2015.7.9. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf? ontentNo=1&alternativeNo=>

⁽²⁾ 給付/貸与奨学金、給付/貸与制奨学金等の呼称もあるが、本稿では「給付/貸与型奨学金」の呼称を用いる。

^{(3) 「}취업 후 학자금 상환 특별법 (법률 제 14159 호)」 법률지식정보시스템ウェブサイト 「상환」の直訳は「償還」であるが、本稿では法律の題名及び奨学金名称に含まれる場合以外は「返還」と訳出した。

I 韓国の奨学金制度の概要

1 制度の沿革

奨学金には、大きく分けて授業料減免を含む給付型奨学金(グラント)と、貸与型奨学金(ローン)の2種類がある $^{(4)}$ 。韓国では、前者については1951年に「学校授業料及び入学金に関する規程」 $^{(5)}$ (文教部令第18号、部は省に相当)が制定され、法的根拠が整備された $^{(6)}$ 。他方、後者については1961年4月の「貸与奨学金法」 $^{(7)}$ の制定により制度的基盤が整備され $^{(8)}$ 、政府が補助を行う学資ローンが複数誕生した $^{(9)}$ 。その中心となったのは、政府により1975年に導入された利子補給型(利子の一部を補助する方式)の学資ローンである $^{(10)}$ 。

その後、政府は2005年に利子補給型の学資ローンに代わる政府保証型学資ローン(以下「政府保証ローン」という。)を導入した。利子補給型の学資ローンでは、貸付けと回収を担当する銀行がリスクを負うため、銀行が貸付けに積極的でなかったことや、貸付けに当たり連帯保証人が必要とされたことから、低所得層の利用を妨げる側面があったが、政府保証ローンは政府の保証基金が担保となり、連帯保証人が不要となった(11)。

なお、このような貸与型奨学金の整備が必要とされた背景として、韓国の給付型奨学金の主流がメリットベース(成績等を給付基準とすること)となっており、低所得層で給付型奨学金の受給率が低いという事態が生じていたことも指摘されている(12)。

韓国の奨学金制度は、2000年代後半の時点において一定の規模になっており、2008年における政府奨学金事業(給付/貸与型奨学金)の受給者は、約101万人(受給率約28.5%)に達していたとされるが⁽¹³⁾、2009年5月に韓国奨学財団が設立されたことにより、さらに大規模な再編が進められることとなった。

韓国奨学財団は、高等教育機関への進学率の向上(本文末尾の表 1 参照)による奨学金需要の高まりの中で、省庁別に行われてきた複数の給付/貸与型奨学金事業を統合し、効率的・専門的に管理・運営することを目的として設立された⁽¹⁴⁾。同財団が設立された直接的な契機は、2008年2月に李明博政権が誕生したことにある⁽¹⁵⁾。2000年代を通じて大学の授業料等(以下「登録金」⁽¹⁶⁾という。)が物価上昇率を上回るペースで急騰し⁽¹⁷⁾、「半

- (4) 小林雅之編著『教育機会均等への挑戦―授業料と奨学金の8カ国比較―』東信堂, 2012, pp.5-7.
- (5) 『官報』1951.4.13. 국가기록원ウェブサイト http://theme.archives.go.kr/next/common/viewEbook.do?singleData=N &archiveEventId=0028010813>
- (6) 이상호ほか「우리나라 대학장학금 정책에 대한 고찰」『지역개발연구』45 권 1 호, 2013.6, pp.116-117. 現在は「大学登録金に関する規則」(教育部令第1号) に授業料減免の根拠規定が置かれている。
- (7) 「貸与奨学金法(법률 제 603 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A0781&PROM DT=19610417&PROM NO=00603>
- (8) 김영재「대학 등록금 정책 변천에 관한 소고─해석학적 접근을 중심으로─」『한국행정사학지』 36 호, 2015.6, p.33.
- (9) 日本学生支援機構編『韓国における奨学制度に関する調査報告書』日本学生支援機構, 2008, pp.13-14.
- (10) 同上, pp.15-16.
- (11) 同上, pp.16-18.
- (12) 同上, p.17.
- (13) 교육과학기술부편『국가장학금 설립 및 소득연계 학자금 대출제도 도입 방안 연구』교육과학기술부, 2008, p.192.
- (14) 교육과학기술위원회「한국장학재단 설립 등에 관한 법률안 심사보고서」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC S0W8P1M0X1M5Q1R7Z4J3B1U4N7G8L2>

額登録金」(登録金の負担を現在の半分の水準まで引き下げること)をスローガンとして教育費負担軽減を要求する世論が高まった⁽¹⁸⁾。李明博政権は、基準所得以上の所得が発生するまで返還が猶予される所得連動返還型奨学金(後述)の導入を始めとする奨学金制度の拡充を公約に掲げ、同財団を中心として拡充を推し進めた⁽¹⁹⁾。奨学金制度拡充路線は、李明博政権の次の朴槿恵(パク・クネ)政権(2013年2月~2017年3月)にも引き継がれた。

2 現行制度

現在、韓国の奨学金制度は、韓国奨学財団を中心に運営・管理されている⁽²⁰⁾。以下、韓国奨学財団が運営・管理している給付/貸与型奨学金の概要を紹介する。

(1) 給付型奨学金

給付型奨学金は、登録金の負担軽減を目的としている。韓国奨学財団が運営・管理している給付型奨学金の種類は多岐にわたるが、所得連動型が、給付型奨学金の総受給者の95%以上を占めている(本文末尾の表2参照)。民間の研究機関によると、所得連動型の近年の受給率は、申請資格を有する学生の40%程度と推定されている(21)。

所得連動型には、①所得水準に応じて給付額が決定される「国家奨学金 I」、②各大学が独自に実施する奨学金事業を支援する「国家奨学金 II」(22)、③第3子以降を対象とし、所得水準に応じて給付額が決定される「多子国家奨学金」があり、いずれも半期(半年)ごとに申請し受給する。①と③には所得制限(所得水準が10段階中、下から8段階以下(23))等が、②には大学ごとの基準による制限がある。

2012年の給付型奨学金の再編・拡充により、既存の「基礎生活受給者(生活保護受給者に相当)奨学金」(2008年導入、2011年度総給付額2025億ウォン⁽²⁴⁾)、「次上位階層(基

- (15) 松本麻人「韓国 5.7 奨学金事業の効率化へ向けて、管理・運営組織を一元化―韓国奨学財団の設置―」文部科学省『諸外国の教育動向 2009 年度版』(教育調査第 141 集) 文部科学省生涯学習政策局, 2010, pp.246-247. 韓国奨学財団の設立経緯に係る詳細については次の資料を参照。이제경『한국장학재단설립등에관한법률의 정책결정과정에 관한 연구—Kingdon의 정책의 흐름 모형을 중심으로―』연세대학교 대학원 행정학과 석사학위논문, 2009.12.
- (16) 現在、韓国では入学金と授業料を合わせて「登録金」と呼称するのが通例であり、国公立大学の場合は、さらに学校ごとに設置されている後援団体の運営費用(「期成会費」と呼称されるが、事実上授業料の一部として徴収される)が加わる。私立大学では1989年以降、国公立大学では2003年以降に登録金が自由化され、大学の裁量で登録金の金額を設定できるようになった。
- (17) 特に 2003 年から 2008 年にかけては物価上昇率の 2 倍を上回っていた。정환규「대학등록금 관련 현황 분석」『이슈와 논점』 260 호, 2011.7. 국회입법조사처ウェブサイト http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=1205 &currtPg=99&cmsCd=CM0018&category=c1&src=&srcTemp=&pageSize=10>
- (18) ハンナラ党(李明博政権の与党、現自由韓国党)が「半額登録金」のスローガンを打ち出し、主要課題に位置付けたことが、登録金高騰問題を社会全体の問題として浮上させるのに大きな効果があったといわれる。이 前掲注(15), p.62.
- (19) ハンナラ党及び李明博政権は、登録金を半額にすることは政策的に困難と判断し、登録金自体に手をつけるのではなく、奨学金制度を拡充させる方向へと政策を転換した。同上,pp.62-63.
- (20) 韓国奨学財団以外の各省庁が管理・運営する奨学金の概要については、以下の資料を参照。 김미란 ほか『국가장학금 지원제도 개선방안 연구』한국교육개발원, 2015.12, pp.19-26. https://www.kedi.re.kr/khome/main/research/selectPubForm,do?plNum0=10615
- (21) 「2012 년~2015 년 국가장학금 실태 분석」『현안보고』, 2016.7.25, pp.1-2. http://khei.tistory.com/attachment/cfile3.uf@2208433E5796D9A613EBF7.pdf
- (22) 「大学登録金に関する規則」(教育部令第1号) により、各大学は当該学年の学生が納付すべき登録金総額の10%以上を減免し、かつ総減免額の30%以上を経済的困難を抱える学生に対する減免額とすることが規定されている。「대학 등록금에 관한 규칙 (교육부령 제1호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=D2976&PROM DT=20130323&PROM NO=00001>
- (23) 韓国奨学財団では、受給者が属する所得水準を 10 段階に分類している。한국장학재단「소득산정절차」 http://www.kosaf.go.kr/ko/tuition.do?pg=tuition04 09 07&type=scholar>

礎生活受給者に次ぐ貧困層) 奨学金」(2009年下半期導入、2011年度総給付額 288億ウォン)、「低所得層成績優秀奨学金」(2011年導入、2011年度総給付額 1000億ウォン) の3つの低所得層向け奨学金が廃止され、新たに国家奨学金 I・II (2012年度総給付額計1兆7500億ウォン) が導入された。また多子国家奨学金は、第3子以降に対する教育費支援を公約に掲げていた朴槿恵政権の下で2014年に導入された (25)(各所得連動型奨学金の詳細は本文末尾の表3参照)。

(2) 貸与型奨学金 (学資ローン)

韓国奨学財団では、①就業後償還学資金、②一般償還学資金、③農漁村出身大学生学資金融資の3種類の学資ローンを運営・管理しており、給付型奨学金と同様に、いずれも半期(半年)ごとに申請し貸与を受ける。これら学資ローンの中で受給者数が最も多いのは①である(本文末尾の表2参照)。

①には年齢制限(満35歳以下)、所得制限(所得水準が10段階中、下から8段階以下)等の制限がある。導入初期の所得要件は、所得水準が10段階中、下から7段階以下であったが、2015年度から、下から8段階以下に拡大された(26)。また、貸与利率についても導入時の5.7%から段階的に引き下げられ、2016年度下半期には2.5%となっている(27)。

②は全体的に①よりも基準が緩く、①の対象外となった者の受け皿の役割を果たしている(①の申請資格を有する者が②を申請することも可能)。また、②の特徴として、大学院生も対象としていることが挙げられる。

③は、それまで韓国学術振興財団 ⁽²⁸⁾ を通じて行われていた事業が、韓国奨学財団に運営・管理機関が変更されたものであり、貸与に際しては居住要件が課せられる。

貸与型奨学金は給付型奨学金とは異なり返還義務が発生するが、登録金の負担軽減を目的とした給付型奨学金とは異なり、生活費に係る貸与も受けられるのが大きな特徴である。また、一部の地方公共団体では韓国奨学財団と協定を結び、在学中に発生する利子の補助を行っている⁽²⁹⁾。なお、受給者が一部の学生に偏らないよう、貸与型奨学金と他の給付/貸与型奨学金の重複受給には制限が設けられている(各奨学金の詳細は本文末尾の表 4 参照)。

Ⅱ 就業後学資金償還特別法の概要

1 制定経緯

2005年に前述の政府保証ローンを導入してから間もないにもかかわらず、2009年以降、

^{(24) 1} ウォンは約 0.1 円 (平成 28 年 12 月分報告省令レート)。

⁽²⁵⁾ 松本麻人「韓国における給付型奨学金制度の拡充」『IDE-現代の高等教育-』No.559, 2014.4, p.71.

⁽²⁶⁾ 교육부「"2015 년도 학자금대출 제도개선"」2015.1.5. http://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294 &boardSeq=58162&lev=0&searchType=S&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0503&opType=N>

⁽²⁷⁾ 同上

⁽²⁸⁾ 学術振興法の規定に基づき、学術活動の支援等を目的として 1980 年に設立された。2009 年、他機関との統合を経て、現在の韓国研究財団に改組された。

⁽²⁹⁾ 한국장학재단「지자체 이자지원」 現在、ソウル特別市をはじめ、京畿道、慶尚南道、済州特別自治道等 18 の自治体で実施されており、自治体ごとに申請要件(居住要件、所得要件等)が異なる。なお、報道によると、2010年から 2015年の間に 114億ウォン(計 23 万人)の支援が行われた。김연주「지자체와 협약, 23 만명에 학자금 이자 지원」『조선일보』 2016.10.27. http://news.chosun.com/site/data/html dir/2016/10/26/2016102602105.html>

韓国奨学財団の設立を始めとして政府による貸与型奨学金の大幅な再編が再び実施された。 政府が挙げた再編の主な理由は、①従来の政府保証ローンは、卒業後は所得の有無に関わ りなく元利金の返還義務が生じるため、延滞者・債務不履行者が増加していること、②在学 中(返還猶予期間中)にも利子負担が発生し、学業に負担となっていることの2点である⁽³⁰⁾。

政府保証ローンは連帯保証人を不要とするなど、貸与を開始する段階におけるハードルを下げることには貢献したが、その一方で返還に伴う負担を増大させた。それまでの利子補給型の学資ローンでは、利子負担(8.5%)の半分を政府が補給していたため、実質的な利子負担は4.25%であったが、政府保証ローンでは、政府による一律の利子補給はなくなり、利子負担は7%程度に上昇した⁽³¹⁾。返還猶予期間(在学中)にも利子負担は発生するため、利子が払えず信用等級(金融取引上の格付け)が下がり、次の学資ローン利用に制限を受けるという悪循環を生み出していた⁽³²⁾。

就業後、基準所得以上の所得が発生した時点から返還を開始する所得連動返還型の学資ローンを新たに導入することで、在学中は利子負担の心配なく学業に専念できるようにし、卒業後も延滞者・債務不履行者を大量発生させないようにするというのが、貸与型奨学金再編の趣旨であった⁽³³⁾。

韓国奨学財団設立から間もない 2009 年 7月、当時の李明博大統領は、公約に掲げていた 就業後償還学資金の導入を 2010 年度から実施することを明らかにし ⁽³⁴⁾、同年 11 月、与党 議員による議員立法の形式により、その法的根拠となる「就業後学資金償還特別法案」 ⁽³⁵⁾ が国会に提出された。同法案は本会議での審議・可決を経て 2010 年 1 月 22 日に公布・施 行され、予定どおり、2010 年度から就業後償還学資金が導入された。

2 主な内容

同法は、第1章(総則)、第2章(就業後償還学資金貸与)、第3章(返還義務)、第4章(所得別返還方法)、第5章(滞納処分)、第6章(補則)、第7章(罰則)の全7章(本則47か条⁽³⁶⁾及び附則)から成る(現行法の主な内容は本文末尾の表5参照)。

貸与の対象となるのは、教育部長官又は韓国奨学財団と協約を締結した高等教育機関の大学生であり(第8条)、世帯所得、成績、年齢等の資格要件が課せられる(第9条)。貸与の種類は登録金に係る貸与と生活費に係る貸与に分かれており(第10条)、貸与利率は学期ごと(半期ごと)に決定される(第11条)。

返還については、年間所得が返還基準所得(教育部長官が毎年告示、2016年は1856万ウォン)を超過した場合に返還義務が発生し、超過分の20%を返還するという返還原則が規定されている(第18条)。なお、返還に係る権限及び業務は国税庁長に委託され(第5条)、滞納した場合は国税滞納処分の例に準じて徴収が行われる(第32条)。

同法はこれまで、他の法律の改正に伴う改正(3回)を除き4回改正され、①兵役中の

⁽³⁰⁾ 교육과학기술부「"이제, 자녀 대학등록금 걱정은 안하셔도 됩니다"—『취업후 상환 학자금 대출제도』전격 도입 (2010 년)—」2009.7.30. http://www.korea.kr/policy/pressReleaseView.do?newsId=155362510

⁽³¹⁾ 日本学生支援機構 前掲注(9), p.23. ただし、低所得層には無利子又は低利が適用される制度があった。韓国 奨学財団設立直前の 2009 年上半期の利子は 7.3%であった (最高は 2008 年下半期の 7.8%)。

⁽³²⁾ 교육과학기술부편 前掲注(13), p.198.

⁽³³⁾ 교육과학기술부 前掲注(30)

⁽³⁴⁾ 同上

^{(35) 「[1806667]} 취업 후 학자금 상환 특별법안 (임해규의원등 16 인)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E0V9A1Y1X2P3H1A8I3V0R5S7C5N8R5>

⁽³⁶⁾ 第8条の2、第16条の2及び第38条の2を含む。

利子負担免除規定の新設(第 16 条の 2、2013 年改正 ⁽³⁷⁾)、② 2009 年以前に高利で学資ローンの貸与を受けた者を対象とした低利学資金への借換え(第 9 条第 2 項等、2014 年改正 ⁽³⁸⁾)、③登録金に係る貸与分の利子計算方法の複利から単利への変更(第 17 条第 1 項、2014 年改正 ⁽³⁹⁾)、④債務者死亡等の場合の返還免除規定(第 16 条第 3 項、2015 年改正 ⁽⁴⁰⁾)、⑤国税庁長の課税情報利用規定の新設(第 38 条の 2、2015 年改正 ⁽⁴¹⁾)、⑥許容範囲を超えて重複貸与された貸与型奨学金の返還義務規定の新設(第 39 条第 6 項、2016 年改正 ⁽⁴²⁾)等が行われた。

Ⅲ 現行制度の課題

奨学金制度の拡充政策に関して、政府は、国の奨学金と各大学独自の奨学金を合わせた 給付型奨学金の総額(約7兆ウォン)が、登録金の総額(約14兆ウォン)の半分に達し たことを根拠に、前政権から引き継いだ政策課題である半額登録金を達成したとしている⁽⁴³⁾。 しかし、現行の奨学金制度には、まだ多くの課題がある。

現在の韓国の給付型奨学金は、低所得層にとって必ずしも利便性の高い制度として評価されているわけではなく、①対象が在学生中心で進学前に受給の可否を知ることができないこと、②生活費部分に対する支援がないこと、③成績要件があるためアルバイト等に時間を奪われる低所得層に不利なこと等の問題点が指摘されている (44)。

また、特に私立大学生にとっては給付額が十分でないことも指摘されており $^{(45)}$ 、半額登録金が達成されたと実感できている私立大学生は、所得水準が 10 段階中、下から 4 段階までにとどまっているとの分析もある $^{(46)}$ 。 2016 年度の 4 年制一般大学の登録金の平均額は約 668 万ウォンであるが、国公立大学 (約 412 万ウォン) と私立大学 (約 736 万ウォン) で大きな差がある $^{(47)}$ 。 2016 年 8 月に政府が公表した全国の 4 年制一般大学の学生 1 人当たりの奨学金受給額 $^{(48)}$ は、国公立大学が $^{268.4}$ 万ウォン、私立大学が $^{328.2}$ 万ウォンであるが $^{(49)}$ 、私立大学の方が奨学金でカバーできる割合が少ないことに加え、国家奨学金 1 ・ 1 の場合は所得水準が上がるほど給付額が減少するため、負担軽減を実感することが難しい状況となっている $^{(50)}$ 。

- (37) 「[1904730] 취업 후 학자금 상환 특별법 일부개정법률안(대안) (교육문화체육관광위원장)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRCH1V3X0B4I1E8P1E5X1H9J4Z3C5R4R2>
- (38) 「[1910358] 취업 후 학자금 상환 특별법 일부개정법률안 (대안) (교육문화체육관광위원장)」同上 http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRCW1N4V0X4H2L3I1Z6V2P0A2G0Q5D1U9">http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRCW1N4V0X4H2L3I1Z6V2P0A2G0Q5D1U9
- (39) 同上
- (40) 「[1915034] 취업 후 학자금 상환 특별법 일부개정법률안 (대안) (교육문화체육관광위원장)」同上 http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC E1J5X0W4V3K0G1K7J1K2H5J7T1J8E9>
- (41) 同上
- (42) 「[1918729] 취업 후 학자금 상환 특별법 일부개정법률안 (대안) (교육문화체육관광위원장)」同上 http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC B1W6E0R5V1C1Z1B6T2A9W4A2Q3D6V6>
- (43) 교육부「2016 년 8 월 대학정보공시 발표」2016.8.31. http://www.moe.go.kr/boardCnts/fileDown.do?m=0503&s=moe&fileSeq=88e15eb99e427f08dd2278e813c53d21
- (44) 引ほか 前掲注 (20), pp.228-238.
- (45) 同上, p.62.
- (46) 「2012 년~2015 년 국가장학금 실태 분석」前掲注 (21), p.9.
- (47) 조인경「4년제 대학 평균등록금 668 만원···사립의대는 1015 만원」『아시아경제』 2016.4.29. http://www.asiae.co.kr/news/view.htm?idxno=2016042817595277180
- (48) 韓国奨学財団以外の奨学金も含む。内訳は国 58%、各大学 38%、地方公共団体 0.3%、民間その他 3%となっている。
- (49) 교육부 前掲注(43)
- (50) 引ほか 前掲注(20), p.225.

さらに問題なのが、学生の登録金負担が大きい私立大学の数が、国公立大学の数よりも 圧倒的に多いことである。2016年度の韓国の全高等教育機関の86.6% (432 校中374 校)、 4年制一般大学の81.5% (189 校中154 校)が私立であり、学生数についても、全高等教育 機関の学生の76.7% (351.7万人中269.8 万人)、4年制一般大学の学生の76.9% (208.5 万 人中160.4 万人)が私立の学生である⁽⁵¹⁾。私立の占める割合の大きさが、給付型奨学金の 拡充に当たって財政面での大きな障害となっている。

他方、貸与型奨学金である就業後償還学資金についても、低所得層の利子負担の軽減が課題となっている⁽⁵²⁾。前述の法改正により、利子の計算方法が複利から単利に変更される等の改善は行われたが、返還を先延ばしにするほど利子負担が増える点に変わりはない。近年の就職難を背景に、勤労所得が発生した債務者のうち、年間所得が返還基準所得を超過している者(返還を開始している者)の割合は30%未満にとどまっているとされる⁽⁵³⁾。

これらの課題に対し、今後は登録金自体を引き下げていくべきとの意見がある⁽⁵⁴⁾。また、長期的には、給付型奨学金と貸与型奨学金の役割をより明確にすること(低所得層には給付型奨学金、高所得層には貸与型奨学金)の必要性も提起されている⁽⁵⁵⁾。

おわりに

近年の奨学金制度の再編・拡充により、韓国の給付型奨学金の規模は急拡大した。その分、貸与型奨学金の需要が減少したともいわれており $^{(56)}$ 、韓国の奨学金制度はローンからグラントへ重点を移してきていると見られている $^{(57)}$ 。その一方で、国家奨学金 I・II に投入される予算の伸びは年々鈍化してきており、今後大幅に増額される見込みは薄い $^{(58)}$ 。

大学進学率が上昇し、大学への進学が当然視される韓国において、進学者の4人に3人が登録金負担の大きい私立大学に進学している。政府予算により給付型奨学金の規模を拡大し続ける手法に限界が見え始める中、今後の奨学金制度の拡充に当たっては、貸与型奨学金である就業後償還学資金の効果的な活用が、一層重要になってくるものと思われる。

現在、給付型奨学金である国家奨学金 I と、貸与型奨学金である就業後償還学資金の所得要件は同一(所得水準が 10 段階中、下から 8 段階以下)であるが、それぞれの役割を明確にした上で、両者をいかに効果的に組み合わせ、持続可能な制度運用を行っていくかが今後の課題といえよう。

(ふじわら なつと)

^{(51) 「}고등교육기관개황(1)(총괄)」교육통계서비스ウェブサイト http://kess.kedi.re.kr/publ/publFile/pdfjs?survSeq =2016&menuSeq=3894&publSeq=2&menuCd=68063&itemCode=02&menuId=1 13 1&language=en#>

⁽⁵²⁾ 김ほか 前掲注(20), p.234.

^{(53) 2015} 年に勤労所得が発生した債務者約 38.2 万人のうち、約 27.4 万人が返還基準所得以下であった。 안민석「[보도자료] 최의 청년 실업, 학자금 11 조 빚더미, 취업자 70%도 상환 못해」 2016.9.19. http://www.osan21.or.kr/archives/7447

^{(54) 「2012} 년~2015 년 국가장학금 실태 분석」前掲注 (21), pp.7-9. なお、2010 年の高等教育法改正により、現在、各高等教育機関に対し、登録金の上昇率を消費者物価の直前 3 か年の平均上昇率の 1.5 倍以下に抑えることが義務付けられている。「[1807429] 고등교육법 일부개정법률안 (대안) (교육과학기술위원장)」의안정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC T1M0L0X1G1R3G1S1S2P5J2S2T7N6H7>

⁽⁵⁵⁾ 김ほか 前掲注(20), pp.234-235.

⁽⁵⁶⁾ 우명숙「학자금 지원 효과 분석—취업 후 상환 학자금 대출을 중심으로—|『地方教育経営』19 권 1 호. 2016, p.51.

⁽⁵⁷⁾ 小林編著 前掲注(4), p.30.

^{(58) 2016} 年度の国家奨学金 I・Ⅱの規模は3兆6545 億ウォンであり、導入初年度の2012 年度の1兆7500 億ウォンから大幅に増額された。しかし、2014 年度から2015 年度は1425 億ウォン、2015 年度から2016 年度は545 億ウォンの増額にとどまっている。

表 1 韓国の高等教育機関の進学者数及び進学率

| 年 | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 進学者数 (人) | 127,326 | 233,737 | 252,831 | 333,950 | 519,811 | 467,508 | 500,282 |
| 進 学 率 (%) | 27.2 | 36.4 | 33.2 | 51.4 | 68.0 | 82.1 | 79.0 |

⁽出典) 교육부・한국교육개발원『2015 교육통계 분석자료집. 유・초・중등 교육통계편』한국교육개발원, 2015, p.56 を基に筆者作成。

表 2 最近の韓国奨学財団の奨学金の給付額と総受給者数*

| | 類型 | | 区分 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 |
|--------|--------------------------|------------------------|------------------|-----------|-----------|---------------|
| 給付 | 所得連動型 | 国家奨学金 I | 給 付 額 (百万ウォン) | 928,234 | 2,073,949 | 2,751,298 |
| | | | 総受給者 (人) | 1,080,027 | 1,859,939 | 1,899,506 |
| | | 国家奨学金Ⅱ | 給 付 額 | 824,470 | 540,178 | 465,858 |
| | | | 総受給者 | 1,434,139 | 1,221,221 | 1,115,865 |
| | | タ ス国宏将学 | 給 付 額 | _ | _ | 96,728 |
| 給付型奨学金 | | 多子国家奨学金 | 総受給者 | _ | _ | 44,708 |
| 学金 | | 小計 | 給 付 額 | 1,752,704 | 2,614,127 | 3,313,884 |
| ANY. | | | 総受給者 | 2,514,166 | 3,081,160 | 3,060,079 |
| | | 上記以外 | | 180,536 | 227,067 | 211,714 |
| | (優秀学生奨学金、勤労奨学金等) | | 総受給者 | 83,473 | 105,553 | 100,029 |
| | 計 | | 給 付 額 | 1,933,239 | 2,841,194 | 3,525,598 |
| | | | 総受給者 | 2,597,639 | 3,186,713 | 3,160,085(注1) |
| 貸与型奨学金 | 就業後償還学資金 (所得連動返還型奨学金) | | 貸与額 | 1,514968 | 1,781154 | 1,735785 |
| | | | 総受給者 | 510,052 | 590,746 | 592,727 |
| | 机偿温学次入 | | 貸与額 | 811,505 | 770,928 | 1,815827 |
| | 7! | 一般償還学資金 | | 217,615 | 194,054 | 319,641 |
| | 農漁村出身大学生学資金融資 | | 貸与額 | 92,496 | 102,115 | 99,702 |
| | | | 総受給者 | 33,694 | 40,267 | 41,659 |
| | : | ⇒1 (24·2) | | 2,418,968 | 2,654,198 | 3,651,315 |
| | 計 (注 2) | | 総受給者 | 761,361 | 825,063 | 953,640 |

^{*} 総受給者数は、上半期の受給者数と下半期の受給者数の合計を表す。

⁽注1) 計算結果が異なるが出典のとおりとした。

⁽注2) 計算結果が異なる箇所があるが出典のとおりとした。

⁽出典) 한국장학재단『한국장학재단 2014 통계연보』한국장학재단, 2015, pp.12-13, 22-23. http://www.kosaf.go.kr/PDA/openinfo04/B_01_01_file01.pdf を基に筆者作成。

表 3 給付型奨学金*(所得連動型)の概要(2016 年 11 月現在)

| 類型 | ①国家奨学金 I | ②国家奨学金Ⅱ | ③多子国家奨学金 | |
|-------------------|---|--|--|--|
| 導入時期 | 2012 年 | 2012 年 | 2014 年 | |
| 対象 | ・大韓民国国籍を有する・国内大学に在学中・所得水準が下から8段階以下 | 政府による国家奨学金Ⅱ支援対 象大学の在学生 | ・大韓民国国籍を有する ・国内大学の1~3年生 ・未婚、22歳以下かつ第3子 以降 ・所得水準が下から8段階以下 | |
| 成績要件 | ・半期の履修単位 12 単位以上 取得・大学の成績基準で平均 80/100 点以上 | 大学ごとの基準による | 国家奨学金 I に同じ (成績要件に係る備考欄の内容も同じ) | |
| 給付額 | 所得水準に応じて給付(年間最 高給付額 67.5~520 万ウォン) | 大学ごとの基準による | 所得水準に応じて給付(年間最 高給付額 450~520 万ウォン) | |
| 支援規模 (2016 年度) | 2 兆 9000 億ウォン | 5000 億ウォン (地方人材奨学 金 1000 億ウォンを含む) | 2545 億ウォン | |
| 備考 | ・新入生等(注1)のは最初の 半期に限り成績要件不要 ・障害者の成績要件には履修単 位要件はなく、各大学の成績 基準で平均70/100点以上の 要件のみ ・所得水準が下から2段階以下 の学生を対象に、1回(注2) に限り要件以下の成績を許容 する警告制度を実施 | 地方人材奨学金 (2014 年導入) は首都圏以外の地域に所在する 大学の1、2 年生を対象とした 奨学金で登録金相当額を全額給 付 | ・国家奨学金 I との重複不可 ・第3子以降該当の当否を確認 できないときは国家奨学金 I を申請したとみなす ・対象を順次拡大し2017年度 までに全学年に拡大予定 | |

^{*} 給付型奨学金は登録金の負担軽減を目的としており、生活費に係る給付はない。

⁽注1) 新入生、編入生及び再入学生を指す。

⁽注2) 2017年度から2回に増える予定。

⁽出典) 韓国奨学財団のウェブサイト <http://www.kosaf.go.kr/> 等を基に筆者作成。

表 4 貸与型奨学金の概要(2016年11月現在)

| 類型 | ①就業後償還学資金 | ②一般償還学資金 | ③農漁村出身大学生学資金融資 | |
|-------|---|--|--|--|
| 導入時期 | 2010 年 | 2009 年下半期 | 1994年(韓国学術振興財団から運営・管理機関を変更) | |
| 対象 | ・満35歳以下(一部特例で満45歳以下となる学科あり) ・韓国奨学財団と協定を結んだ 国内高等教育機関 | ・満 55 歳以下(それ以前に入 学し学業を継続する場合は満 60 歳未満) ・国内高等教育機関 | 年齢制限なし国内高等教育機関 | |
| 成績要件 | ・所属大学の必要最低履修単位又は直前半期の履修単位 12 単位以上取得 (新入生等(注1)の初半期、大学院生、卒業学年の学生及び障害者は履修単位要件なし) ・直前半期の各大学の成績基準で平均 70/100 点以上(新入生等の初半期を除く) | | | |
| 所得要件 | 所得水準が下から8段階以下 (2015年に、下から7段階以 下から対象拡大、第3子以降は 要件なし) | ・学部:所得水準が上から2段 階以上(就業後償還学資金対 象者は申請可能) ・大学院:要件なし | 所得水準が下から8段階以下 (保護者又は本人が農業従事者、 第3子以降、脆弱階層(注2) は要件なし) | |
| 居住要件 | 73 | 次のいずれかの要件を満たす者 ・農漁村に6か月以上居住する 保護者の子 ・本人が農漁村に6か月以上居 住し農漁業に従事 | | |
| 生活費貸与 | 半期ごとに 10 万~150 万ウォン (10 万ウォン単位で申請) | 半期ごとに 10 万~100 万ウォン (10 万ウォン単位で申請) | なし (就業後/一般償還学資金 の利用可) | |
| 登録金貸与 | 半期ごとに 50 万ウォン〜登録 金相当額 | 半期ごとに 50 万ウォン〜登録 金相当額 (総額制限あり) | 半期ごとに 10 万ウォン〜登録 金相当額 | |
| 返還方法 | 基準所得(2016年は1856万 ウォン)以上の所得発生時に超 過分の20%を国税庁経由で返 還(返還猶予期間中も利子発生、 任意の繰上返還可) | 返還猶予期間(最長10年、猶 予期間中も利子発生)経過後から返還期間内(最長10年)に 返還(任意の繰上返還可) | 卒業後2年経過後から、年間で 半期分ずつ、12か月の均等分 割で返還(病気、出産等を理由 とする返還猶予制度あり) | |
| 利子 | ・2.5%変動(兵役期間は免除)・所得水準が下から3段階以下の学生は返還前の生活費貸与分無利子 | 2.5%固定 (兵役期間は免除) | 無利子 (延滞時は延滞利子発生) | |
| 備考 | ・他の貸与型奨学金との重複は原則不可(登録金貸与と無関係な生活費貸与等の場合は可) ・他の給付型奨学金との重複時は、登録金に係る総給付・貸与額が登録金相当額を超過しないよう に調整(勤労奨学金等の一部給付型奨学金との重複時は適用しない) ・在学中に発生する利子を補助する制度を有する地方公共団体あり ・長期延滞者(一般償還・農漁村)は韓国信用情報院に登録(金融取引での不利益あり) ・就業後償還学資金の義務返還額の未納付時は、延滞金(未納貸与元利金の最高 9%)を徴収 | | | |

- (注1) 新入生、編入生及び再入学生を指す。
- (注2) 生活保護受給者、次上位階層、障害者及び国際結婚家庭を指す。
- (出典) 韓国奨学財団のウェブサイト 等を基に筆者作成。

表 5 就業後学資金償還特別法の構成と主な内容

| 章 | が未後子貝並貝返付か 各章の見出し | 主な内容 |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 総則 (第1条~第7条) | 目的(第1条) ・現在の経済的条件に関係なく、何人も意志及び能力により、希望する高等教育の機会を得られるようにすること定義(第3条) ・「就業後償還学資金貸与」、「学資金」、「債務者」、「返還基準所得」、「長期未返還者」、「源泉控除義務者」等を定義権限及び業務の委任・委託(第5条) ・教育部長官(以下「長官」)が就業後償還学資金に関する権限及び業務を韓国奨学財団(以下「財団」)理事長に委任・長官は返還及びその管理に関する権限及び業務を国税庁長に委託監督及び命令(第7条) ・長官が韓国奨学財団に指導・監督及び必要な命令を行う |
| 2 | 就業後償還学資金貸与 (第8条~第14条) | 就業後償還学資金貸与の対象 (第8条) ・長官又は財団と協約を締結した高等教育機関の大学生 資格要件 (第9条) ・長官が世帯所得区分、多子世帯該当の当否、履修単位、成績、年齢、信用等 級等の要件を定めて貸与 貸与の種類及び限度 (第10条) ・就業後学資金の貸与は、登録金貸与と生活費貸与に分けて行う ・登録金貸与は限度なく実所要額の全額、生活費貸与は限度の設定可 貸与利率 (第11条) ・学期ごと (半期ごと) に貸与が開始されるまでに長官が決定し告示 |
| 3 | 返還義務 (第 15 条~第 22 条) | 債務者の申告義務(第15条) ・債務者は年1回以上、住所、職業、財産状況等を申告 返還義務の発生及び免除(第16条) ・貸与時点から貸与元利金に対する返還義務を負うが年間所得金額が返還基準 金額を超過するまで返還を猶予 ・債務者が65歳以上かつ国民年金所得以外に所得がなく大統領令で定める所 得認定額以下のときは返還義務を免除 利子の免除(第16条の2) ・兵役期間中の利子は免除 貸与元利金の計算(第17条) ・登録金貸与:登録金貸与残額と登録金貸与時点から返還時点までの利子(単 利)の合計 ・生活費貸与:長官が定めて告示(現在、登録金貸与元利金と同一) 貸与元利金の返還原則(第18条) ・債務者は随時、貸与元利金を返還することができる ・債務者の年間所得が返還基準所得を超過したときは超過分に返還率(20%) を乗じた額(義務返還額)を返還(返還率は毎年長官が告示) ・債務者が大学生の場合は事業・勤労所得の額に関係なく返還猶予可 長期未返還者に対する特例(第19条) ・長期未返還者の財産調査を行い未納分徴収(場合により強制徴収) |
| 4 | 所得別返還方法 (第 23 条~第 28 条) | 勤労所得者の貸与元利金の返還等(第 24 条) ・源泉控除義務者(債務者に所得を支給する者)が債務者の義務返還額を源泉 控除し納付 |
| 5 | 滞納処分 (第 29 条~第 33 条) | 延滞金 (第30条) ・債務者・源泉控除義務者が貸与元利金を納付期限までに納付しなかったとき は長官が延滞金を徴収 (未納貸与元利金の最高9%) 貸与元利金等の強制徴収 (第32条) ・債務者・源泉控除義務者が督促に基づく納付期限までに貸与元利金及び延滞 金を納付しないときは国税滞納処分の例に準じて徴収 |

| 消滅時効等(第36条) ・債務整理による免責を受けても競業後償還学資金は免責の対象外資料要請(第37条) ・長官は、国家機関、地方公共団体、高等教育機関、金融会社等に債務者等の財産関連資料等の提供を要請できる ・債務者の成績等を提供しない高等教育機関は貸与対象機関から除外金融取引情報等に対する照会(第38条) ・長官は金融会社等の長に債務者の金融情報、信用情報及び保険情報に関する資料を要求できる 課税情報の利用(第38条の2) ・国税庁長は返還業務遂行のために課税情報を使用できる重複支援の防止(第39条) ・長官及び財団理事長は重複支援防止のための必要な措置を講じる・長官及び財団理事長は重複支援防止のための必要な措置を講じる・長官及び財団理事長と重複支援防止のための必要な措置を講じる・長官及び財団理事長と重複支援防止のための必要な措置を講じる・長官及び財団は他の学資金支援機関に対し学資金支援現況に関する資料の提出又は電子システムへの登録を要請できる・他の学資金支援機関は重複支援防止のための必要な措置を講じなければならず、長官はその履行を命じることができる・長官及び財団は許容範囲を超えて重複支援を受けた大学生又は保護者に対し超過金額(学資金貸与含む)の返還義務を賦課できる 割則(第41条) ・債務者等の財産関連資料、金融情報、課税情報等の目的外使用、漏えい等は3年以下の懲役又は1千万ウオン以下の罰金に処する 割則(第44条) ・源泉控除義務者が正当な事由なく返還義務額を超過して源泉控除し、又は源泉控除した義務返還額を納付しないときは、1年以下の懲役又は超過控除相当額が開発に対して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を指して表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 | | | |
|--|---|----------|---|
| ・債務者等の財産関連資料、金融情報、課税情報等の目的外使用、漏えい等は3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する 罰則(第42条) ・源泉控除義務者が正当な事由なく返還義務額を超過して源泉控除し、又は源泉控除した義務返還額を納付しないときは、1年以下の懲役又は超過控除相当額若しくは未納付相当額の罰金に処する 罰則(第43条) ・重複支援を防止する目的で提出を受けた資料の目的外使用、漏えい等は500 | 6 | 11142774 | ・債務整理による免責を受けても就業後償還学資金は免責の対象外 資料要請(第37条) ・長官は、国家機関、地方公共団体、高等教育機関、金融会社等に債務者等の 財産関連資料等の提供を要請できる ・債務者の成績等を提供しない高等教育機関は貸与対象機関から除外 金融取引情報等に対する照会(第38条) ・長官は金融会社等の長に債務者の金融情報、信用情報及び保険情報に関する 資料を要求できる 課税情報の利用(第38条の2) ・国税庁長は返還業務遂行のために課税情報を使用できる 重複支援の防止(第39条) ・長官及び財団理事長は重複支援防止のための必要な措置を講じる ・長官及び財団は他の学資金支援機関に対し学資金支援現況に関する資料の提 出又は電子システムへの登録を要請できる ・他の学資金支援機関は重複支援防止のための必要な措置を講じなければなら ず、長官はその履行を命じることができる ・長官及び財団は許容範囲を超えて重複支援を受けた大学生又は保護者に対し |
| | 7 | | ・債務者等の財産関連資料、金融情報、課税情報等の目的外使用、漏えい等は3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する 罰則(第42条) ・源泉控除義務者が正当な事由なく返還義務額を超過して源泉控除し、又は源泉控除した義務返還額を納付しないときは、1年以下の懲役又は超過控除相当額若しくは未納付相当額の罰金に処する 罰則(第43条) ・重複支援を防止する目的で提出を受けた資料の目的外使用、漏えい等は500 |

(出典) 就業後学資金償還特別法の条文を基に筆者作成。

就業後学資金償還特別法 취업 후 학자금 상환 특별법

(一部改正 2016年 5月 29日 法律第 14159号 施行日 2016年 8月 30日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 就業後償還学資金貸与(第8条~第14条)
- 第3章 返還義務 (第15条~第22条)
- 第4章 所得別返還方法 (第23条~第28条)
- 第5章 滞納処分 (第29条~第33条)
- 第6章 補則 (第33条の2~第40条)
- 第7章 罰則 (第41条~第44条)

附則

第1章 総則

第1条(目的)

この法律⁽¹⁾は、就業後償還学資金貸与を実施することにより、現在の経済的条件にかかわらず、何人も意志及び能力により、希望する高等教育の機会を得られるようにすることを目的とする。

第2条(管掌)

この法律の規定による就業後償還学資金貸与及び返還事業は、教育部(2)長官が管掌する。

第3条(定義)

この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

- 1. 「就業後償還学資金貸与」とは、大学生に学資金を貸与し、その元利金を、所得が発生した後に、所得水準に応じて返還させる貸与をいう。
- 1の2. 「転換貸与」とは、「韓国奨学財団設立等に関する法律」⁽³⁾ 第6条の規定による韓国奨学財団(以下「韓国奨学財団」という。)が、同法第2条第3号の規定による一般償還学資金貸与又は同条第4号の規定による信用保証(以下「既貸与」という。)を受けた者に、既に貸与を受けた学資金を返還させる学資金貸与をいう⁽⁴⁾。
- 2. 「高等教育機関」とは、次の各目⁽⁵⁾に掲げる機関をいう。

^{*} 本稿におけるインターネット情報は、2016年11月30日現在である。

^{(1) 「}취업 후 학자금 상환 특별법(법률 제 14159 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト 「상환」の直訳は「償還」であるが、本稿では法律の題名、奨学金名称に含まれる場合及び国債の償還以外は「返還」と訳出した。なお、「〕内の語句は、訳者による補記である。

⁽²⁾ 部は省に相当

^{(3) 「}한국장학재단 설립 등에 관한 법률 (법률 제 14167 호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2163&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14167

- イ. 「高等教育法」(6) 第2条の規定による学校
- ロ. 「生涯教育法」⁽⁷⁾第 31 条第 4 項の規定による専攻大学 ⁽⁸⁾及び同法第 33 条第 3 項の規定による遠隔大学 ⁽⁹⁾形態の生涯教育施設
- ハ. 「技能大学法」第2条第1号の規定による技能大学(10)
- 3. 「学資金」とは、高等教育機関において教育を受けるのに必要な登録金⁽¹¹⁾及び住居費・食費、教材購入費、語学研修費、交通費等の生活費をいう。
- 4. 「大学生」とは、高等教育機関に在学(入学又は復学予定である場合を含む。)している学生(外国人及び大学院生を除く。)をいう。
- 5. 「金融会社等」とは、「銀行法」⁽¹²⁾ 第 2 条第 1 項第 2 号の規定による銀行その他大統領令で定める機関をいう。
- 6. 「債務者」とは、就業後償還学資金貸与に対して返還義務を負う者をいう。
- 7. 「返還基準所得」とは、債務者が返還開始(返還猶予後の返還再開を含む。)義務を 負う基準となる所得金額をいう。
- 8. 「最低負担義務返還額」とは、債務者の所得金額が返還基準所得以上の場合に債務者 が必ず返還しなければならない最低限の義務返還金額をいう。
- 9. 「卒業」とは、学則で定めるところにより、教育課程を終えた場合をいう。
- 10. 「長期未返還者」とは、卒業後3年が経過する時まで返還履歴のない債務者又は返還(自発的返還を含む。)が開始されてから3年間の返還額が貸与元利金の100分の5未満の者をいう。
- 11. 「海外移住」とは、「海外移住法」(13) 第4条の規定により海外に移住する場合をいう。
- 12. 「海外留学」とは、外国の教育機関、研究機関又は研修機関において、6か月以上の期間にわたり、修学し、学問・技術を研究し、又は研修することをいう。
- 13. 「源泉控除義務者」とは、「所得税法」⁽¹⁴⁾ 第 127 条の規定による源泉徴収義務者のうち、債務者に第 24 条から第 26 条までに規定する所得を支給する者であって、当該債務者から就業後償還学資金貸与の元利金を源泉控除し、国税庁に納付しなければなら
- (4) この号は、2009 年以前に高利で学資ローンの貸与を受けた者が低利学資金へ借り換えられるようにすることを目的として、2014 年に就業後学資金償還特別法が改正された際に、有効期限(2015 年 5 月 13 日まで)付きで新設されたものである。現在は効力を有しない。
- (5) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。
- (6) 「고등교육법 (법률 제 14148호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0810&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14148>
- (7) 「평생교육법 (법률 제 14160호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A0762&PROM DT=20160529&PROM NO=14160>
- (8) 専門技術教育(修業年限1年以上)を行う大学で、専門大学(修業年限2~3年の短期職業教育大学)と同等の学力・学位が認められる。
- (9) 遠隔教育を行う大学(通信制大学、インターネット大学等)をいう。
- (10) 「技能大学法」は 2010 年 5 月の「勤労者職業能力開発法」の改正に伴い廃止された。技能大学法の規定により設立された技能大学は、勤労者職業能力開発法の規定による技能大学と見なされる。「근로자직업능력 개발법 (법률 제 13902 호)」 법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW BON&LAW ID=A0101&PROM DT=20160127&PROM NO=13902>
- (11) 現在、韓国では入学金と授業料を合わせて「登録金」と呼称するのが通例であり、国公立大学の場合は、さらに学校ごとに設置されている後援団体の運営費用(「期成会費」と呼称されるが、事実上授業料の一部として徴収される)が加わる。
- (12) 「은행법 (법률 제 14242호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1369&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14242>
- (13) 「해외이주법 (법률 제 13629호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1497&PROM DT=20151229&PROM NO=13629>
- (14) 「소득세법 (법률 제 13797 호)」同上 NO=13797

ないものをいう。

第4条(国の責務)

国は、就業後償還学資金貸与及び返還事業が健全に運営されるようにしなければならない。

第5条(権限及び業務の委任・委託)

- ① 教育部長官は、この法律で定める次の各号に掲げる事項に関する権限及び業務を韓国 奨学財団理事長に委任する。
 - 1. 就業後償還学資金貸与
 - 2. 自発的返還並びに海外移住者又は海外留学生に係る返還及び [その] 管理
- ② 教育部長官は、この法律で定める次の各号に掲げる事項に関する権限及び業務を国税 庁長に委託する。
 - 1. 所得に応じた義務的返還及び [その] 管理
 - 2. 長期未返還者に係る返還及び [その] 管理
- ③ この法律の規定による教育部長官の権限及び業務の全部又は一部を、大統領令で定めるところにより、関係行政機関の長その他大統領令で定める者に委任又は委託することができる。
- ④ 第1項から第3項までの規定により、権限及び業務の委任又は委託を受けた機関の長は、当該事務の円滑な処理のため、関係行政機関の長に必要な行政的及び財政的協力を要請することができる。この場合において、当該行政機関の長は、特別な事由がない限り、最大限協力しなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定による業務を担当する者並びに当該機関所属の役員及び職員(公務員及び他の法律において公務員とみなす者を除く。)に対し、「刑法」(15)その他の法律の規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

第6条(事業計画書の提出)

第5条第1項の規定により権限及び業務の委任を受けた韓国奨学財団は、大統領令で 定めるところにより、委任事項に関して事業年度ごとに事業計画書及び予算書を作成し、 教育部長官に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

第7条(監督及び命令)

- ① 教育部長官は、第5条第1項の規定により権限及び業務の委任を受けた韓国奨学財団が、その委任に関する業務を行うに当たり[それを]指導・監督し、必要な命令を行うことができる。
- ② 教育部長官は、第5条第1項の規定により権限及び業務の委任を受けた韓国奨学財団の処分が違法なとき、又は就業後償還学資金貸与及び返還事業の実施のために必要と認めるときは、その処分の全部若しくは一部を取り消し、又はその執行を停止させることができる。

^{(15) 「}형법 (법률 제 14178 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1466&PROM DT=20160529&PROM NO=14178>

第2章 就業後償還学資金貸与

第8条 (就業後償還学資金貸与の対象)

就業後償還学資金貸与を受けることができる者は、教育部長官又は韓国奨学財団理事長と、就業後償還学資金貸与に関する協約(以下「協約」という。)を締結した高等教育機関の大学生とする。

第8条の2(転換貸与の対象)

転換貸与の対象は、既貸与を受けた者(卒業生を含む。)とするが、その範囲は、2009年 12月 31日までに受けた既貸与に限る $^{(16)}$ 。

第9条(資格要件)

- ① 教育部長官は、大学生に対し就業後償還学資金貸与を行おうとするときは、世帯所得 区分、多子世帯該当の当否、[履修] 単位、成績席次、年齢、信用等級等の資格要件を 定め、告示した後、当該要件に基づいて貸与することができる。
- ② 教育部長官は、転換貸与を受けようとする者の世帯所得区分、多子世帯該当の当否、 [履修] 単位、成績席次、年齢、信用等級等の資格要件その他必要な細部事項を定め、 告示した後、当該要件等に基づいて貸与することができる (17)。

第10条(貸与の種類及び限度)

- ① 就業後償還学資金貸与は、登録金貸与と生活費貸与に分けて実施する。
- ② 就業後償還学資金貸与の限度は、登録金貸与の場合は、限度なく実所要額の全額とし、 生活費貸与の場合は、教育部長官が定めるところにより、差額を設けた限度を適用し貸 与することができる。

第11条(貸与利率)⁽¹⁸⁾

- ① 就業後償還学資金貸与の利率は、毎学期、貸与が開始されるまでに教育部長官が決定し告示する。
- ② 第1項の規定による決定を行うに当たり、教育部長官は、毎年、物価上昇率、実質金利、貸与元利金の返還 [状況] 等を考慮するとともに、[貸与のための] 財源調達 [に係る] 金利を勘案しなければならない。この場合において、当該金利は、「国債法」⁽¹⁹⁾の規定により5年を償還期限とする国債の毎学期開始直前3年間の平均収益率の120パーセントを超過してはならない。

第12条(貸与の申請及び推薦)

- ① 就業後償還学資金貸与を受けようとする者は、大統領令で定める方法により、教育 部長官又は韓国奨学財団理事長に申請しなければならない。
- ② 第1項の規定による貸与申請者について、教育部長官又は韓国奨学財団理事長は、

⁽¹⁶⁾ この条は、2009年以前に高利で学資ローンの貸与を受けた者が低利学資金へ借り換えられるようにすることを目的として、2014年に就業後学資金償還特別法が改正された際に、有効期限(2015年5月13日まで)付きで新設されたものである。現在は効力を有しない。

⁽¹⁷⁾ この項は、2009年以前に高利で学資ローンの貸与を受けた者が低利学資金へ借り換えられるようにすることを目的として、2014年に就業後学資金償還特別法が改正された際に、有効期限(2015年5月13日まで)付きで新設されたものである。現在は効力を有しない。

⁽¹⁸⁾ 原文の直訳は「貸出金利」である。

^{(19) 「}국채법 (법률 제 12864호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0507&PROM_DT=20141230&PROM_NO=12864>

高等教育機関の長に、就業後償還学資金貸与の対象者の推薦を要請することができる。

③ 第2項の規定による推薦要請を受けた高等教育機関の長は、大学生の経済的条件及 び成績等を考慮し、推薦することができる。

第13条(説明義務)

教育部長官又は韓国奨学財団理事長は、貸与申請者に対し、貸与の性格及び条件、貸与元利金の返還額の算定及び返還方法等の貸与内容、貸与に伴うリスク及び貸与約定締結方法等を、貸与申請者が十分に理解することができるように説明しなければならず、当該説明に関する確認書[の提出]を受けなければならない。

第14条(貸与の承認)

教育部長官又は韓国奨学財団理事長は、貸与申請者に対し、第9条で定める要件を満たしているか否かを審査し、就業後償還学資金貸与及び転換貸与を承認することができる。

第3章 返還義務

第15条(債務者の申告義務)

- ① 債務者は、年1回以上、本人及び配偶者の住所、勤務先、不動産等の財産状況及び金融財産の情報を誠実に申告し、本人の貸与元利金及び返還履歴を確認しなければならない。
- ② 債務者は、所得が発生したときは、直ちに所得発生の事実、所得の種類、年間所得、 使用者等を誠実に申告しなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定による申告義務に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条(返還義務の発生及び免除)

- ① 債務者は、貸与時点から貸与元利金⁽²⁰⁾に対する返還義務を負う。ただし、第 18 条第 2 項の規定により納付時期が到来する時まで返還を猶予する。
- ② 貸与元利金に対する返還義務は、債務者が65歳以上であって国民年金所得以外に所得がなく、大統領令で定める所得認定額以下であるときは、これを免除する。
- ③ 教育部長官は、債務者が死亡し、又は心身の障害により本人が貸与元利金を返還する ことができなくなったときは、大統領令で定めるところにより、その貸与元利金の全部 又は一部の返還を免除することができる。

第16条の2(利子の免除)

- ① 債務者が「兵役法」⁽²¹⁾の規定により次の各号のいずれかに服務しているときは、当該服務期間に発生する学資金貸与の利子を免除する。
 - 1. 「兵役法」第16条の規定による現役兵
 - 2. 「兵役法」第21条の規定による常勤予備役(22)
 - 3. 「兵役法」第2条の規定による社会服務要員 (23)

⁽²⁰⁾ 貸与された奨学金と利子を合わせた総額を指す。

^{(21) 「}병역법 (법률 제 14184 호)」 법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1428&PROM DT=20160529&PROM NO=14184>

⁽²²⁾ 現役兵として徴兵されるが、一定期間の軍事教育後に予備役に編入され、その後は自宅通勤により郷土防衛関連業務に従事する者をいう。

⁽²³⁾ 兵役の代わりに社会福祉、保健医療、教育文化、環境、安全等の公益分野の業務に従事する者をいう。

第17条(貸与元利金の計算)

- ① 債務者が返還しなければならない登録金の貸与元利金は、登録金の貸与残額と、貸与 時点から返還時点までの第11条の規定による貸与利率を登録金の貸与残額に毎学期単 利で適用した利子を合算した金額とする。ただし、第18条第2項の規定により返還が 開始されたときは、第30条の規定による延滞金及び加算金を含んだ金額とする。
- ② 第16条第1項ただし書の規定により返還猶予中の貸与元利金の算定に関しては、第1項の規定を準用する。
- ③ 第1項の規定による毎学期の期間は、教育部長官が定め告示する。
- ④ 債務者が返還しなければならない生活費の貸与元利金の計算方法は、教育部長官が定め告示する。

第18条(貸与元利金の返還原則)

- ① 債務者は、随時、貸与金の元金及び利子を返還することができる。
- ② 第1項の規定にかかわらず、大統領令で定める債務者の年間所得金額(以下「年間所得金額」という。)が返還基準所得を超過するときは、年間所得金額から返還基準所得を差し引いた金額に100分の20(以下「返還率」という。)を掛けて算定した金額(以下「義務返還額」といい、計算した金額が大統領令で定める最低負担義務返還額に満たないときは、最低負担義務返還額をいう。)を返還しなければならない。ただし、退職所得に対しては、退職所得金額に返還率を掛けて算定した金額を返還しなければならない。
- ③ 第2項の規定にかかわらず、債務者に「相続税及び贈与税法」⁽²⁴⁾の規定による相続財産価額(同法第13条第1項各号に掲げる金額は含まない。)又は贈与財産価額(同法第45条の2の規定による金額及び同法第47条第2項の規定による金額は含まない。)があるときは、大統領令で定めるところにより、相続税課税標準(債務者の相続の持分に相当する課税標準価額をいう。)又は贈与税課税標準に返還率を掛けて算定した金額を返還しなければならない。
- ④ 第2項の規定を適用するに当たり、所得の範囲は「所得税法」第4条第1項各号に掲げる所得とする。ただし、同法第14条第3項の規定により総合所得(25)金額に含まれない金額を除く。
- ⑤ 返還基準所得は、教育部長官が「国民基礎生活保障法」⁽²⁶⁾第2条第11号の規定による 基準中位所得、物価上昇率等を勘案し、毎年告示する。
- ⑥ 第2項及び第3項の規定による返還率は、就業後償還学資金貸与制度の健全な運用のため、学資金貸与事業に伴う財政負担及び財政の見通し、貸与元利金返還実績、平均返還期間等を勘案し、その返還率の100分の50の範囲において大統領令により調整することができる。
- ⑦ 第2項の規定にかかわらず、大学生である債務者が、次の各号に掲げる所得金額により、第2項の規定による返還義務を負うときは、大統領令で定めるところにより[管轄 税務署長が当該債務者からの]申請を受け、その返還を猶予することができる。

^{(24) 「}상속세 및 증여세법 (법률 제 13796 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1380&PROM DT=20160119&PROM NO=13796>

⁽²⁵⁾ 総合所得とは、利子所得、配当所得、事業所得、勤労所得、年金所得及びその他所得を合算した所得を指す(所得税法第4条第1号)。

^{(26) 「}국민기초생활 보장법 (법률 제 14224호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1636&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14224

- 1. 「所得税法」第19条第1項の規定による事業所得金額
- 2. 「所得税法」第20条第1項の規定による勤労所得金額
- ⑧ 義務返還額の計算その他返還に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第19条(長期未返還者に対する特例)

- ① 教育部長官は、長期未返還者(既婚者の場合はその配偶者を含む)の所得及び財産等 (以下「財産等」という。)を調査することができる。
- ② 第1項の規定による財産等の調査の結果、長期未返還者の財産等を基準として所得に 換算した金額(以下「所得認定額」という。)が、返還基準所得に大統領令で定める一 定倍数を掛けて算定した金額(以下「返還基準所得認定額」という。)を超過するときは、 その超過金額に返還率を掛けて算定した金額(「所得認定額に基づく義務返還額」とい う。)を返還しなければならない。ただし、長期未返還者の財産等から負債を差し引い た純財産の所得認定額が、返還基準所得認定額以下であることを疎明するときは、その 限りでない。
- ③ 教育部長官は、長期未返還者が所得認定額に基づく義務返還額を1年間完納しないと きは、未納分に対する国税滞納処分の例に準じて強制徴収することができる。
- ④ 第3項で定める場合において長期未返還者は、所得認定額に基づく義務返還額の未納分とは別途に、未返還貸与元利金の全額を返還しなければならない。ただし、元利金全額を返還できないときは、長期未返還者に、その残余分に対して元利金均等分割返還方式又は元金均等分割返還方式により返還させるようにし、担保の提供を要求することができる。
- ⑤ 長期未返還者のうち、既婚者に対しては、夫婦の財産等の合算により所得認定額を算出するが、貸与元利金返還については、第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、返還義務及び強制徴収は、債務者本人のみが負担する。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による長期未返還者に対する財産等の調査手続の進行中に、長期未返還者が自発的に貸与元利金の100分の5以上を返還し、又は就業、事業、相続、贈与等により、年間所得金額が返還基準所得を超過した事実を疎明するときは、財産等の調査手続を中止することができる。
- ⑦ 第2項の規定による返還率の調整については、第18条第6項の規定を準用する。
- ⑧ 長期未返還者に対する財産等の調査方法、財産等の評価及び所得認定額の換算方法、 返還基準所得認定額、純財産の計算等、長期未返還者に対する貸与元利金の回収に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第20条 (海外移住者に対する特例)

- ① 海外移住しようとする債務者は、出国3か月前までに、海外移住計画を教育部長官に 申告しなければならない。
- ② 海外移住しようとする債務者は、出国1か月前までに、貸与元利金全額を返還しなければならない。ただし、債務者が貸与元利金全額を返還できないときは、教育部長官は、債務者に、その残余分に対して元利金均等分割返還方式又は元金均等分割返還方式により返還させるようにし、担保の提供を要求することができる。
- ③ 第1項の規定による申告を行わずに海外移住し、又は出国1年後までに帰国しない長期未返還者に対しては、教育部長官が定めるところにより、海外移住又は未帰国の事実が判明し次第、直ちに貸与元利金全額を返還させるようにしなければならない。ただし、債務者が海外移住に関して事実と異なることを疎明したときは、貸与元利金について元

利金均等分割返還方式又は元金均等分割返還方式により返還させることとし、担保の提供を要求することができる。

- ④ 債務者が海外移住し、又は1年を超えて外国に在留する目的で出国するときは、大統領令で定めるところにより、就業後償還学資金貸与の元利金返還証明書を提出しなければならない。
- ⑤ 教育部長官により貸与元利金の未返還海外移住者又は出国1年後まで未帰国の長期未返還者と認定された債務者が入国したときは、教育部長官は、当該債務者を相手に未返還貸与元利金の返還を督促し、住所、居所等の必要な情報[の提供]を要求することができる。
- ⑥ 教育部長官は、定期的に海外移住者(債務者に限る。)に関する情報[の提供]を外交部長官に要請することができる。この場合において、外交部長官は、要請のあった日から10日以内にこれを提供しなければならない。
- ⑦ 教育部長官は、債務者の出入国の事実に関する情報 [の提供] を法務部長官に要請することができる。この場合において、法務部長官は、遅滞なくこれを提供しなければならない。
- ⑧ 教育部長官は、債務者の国外移住申告及び在外国民用住民登録証発給に関する情報[の 提供]を行政自治部長官に要請することができる。この場合において、行政自治部長官 は、遅滞なくこれを提供しなければならない。
- ③ その他海外移住者の貸与元利金返還に必要な事項は、大統領令で定める。

第21条(海外留学生に対する特例)

- ① 海外留学をしようとする債務者は、出国 40 日前までに留学計画及び元利金返還計画 を教育部長官に申告しなければならない。この場合において、教育部長官は、担保の提 供を要求することができる。
- ② 第1項の規定による債務者が、留学計画期間終了日から1年後までに帰国しないときは、債務者は、直ちに貸与元利金全額を返還しなければならない。ただし、留学計画期間終了後、学業延長等の事由により海外居住期間が延長されたときは、債務者は、当該事実を教育部長官に申告し、貸与元利金の返還の猶予を受けることができる。
- ③ 第1項の規定による債務者に、海外就業等の事由により所得が発生したときは、債務 者は、当該事実を教育部長官に申告し、教育部令で定める就業後学資金返還海外所得発 生者返還基準により返還しなければならない。
- ④ 第1項の規定による申告を行わない海外留学生に対しては、第20条第3項から第7項 までの規定を準用する。
- ⑤ その他海外留学生の貸与元利金返還に関する内容は、大統領令で定める。

第22条(返還義務の通知)

教育部長官は、債務者及び源泉控除義務者に、大統領令で定めるところにより、返還 義務を通知することができる。

第4章 所得別返還方法

第23条 (総合所得者の貸与元利金の返還等)

① 教育部長官は、債務者に「所得税法」第70条の規定による前年度総合所得があると きは、「所得税法」第70条及び第70条の2の規定による総合所得課税標準の確定申告期 限が終了した日から3か月以内に義務返還額を決定しなければならない。

- ② 教育部長官は、債務者について「所得税法」第80条の規定により課税標準等の決定・ 更正があるときは、当該決定・更正の日から3か月以内に義務返還額を決定し、又は第 1項の規定による決定を更正しなければならない。
- ③ 教育部長官は、第1項及び第2項の規定による義務返還額の決定・更正に漏れ又は誤りがあることが発見されたときは、直ちにこれを再び更正しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定により義務返還額を決定・更正するときは、当該義務返還額を、第24条第1項及び第25条の規定により既に通知された義務返還額に該当する金額を差し引いて計算した金額とする。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による義務返還額の決定・更正は、債務者に直ちに告知しなければならない。この場合において、告知する日から30日以内の納付期限を指定しなければならない。
- ⑥ 債務者は、教育部長官が決定・更正し告知するところにより、義務返還額を納付しなければならない。
- ⑦ 第1項から第6項までの規定による義務返還額の決定・更正及び納付等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

第24条 (勤労所得者の貸与元利金の返還等)

- ① 義務返還額を有する者であって、「所得税法」第 137 条の規定による前年度勤労所得(同 法第 144 条の 2 の規定による前年度事業所得金額を含むが、大統領令で定めるときはそ の限りでない。以下同じ。) が発生した債務者に対しては、大統領令で定めるところに より、債務者及び源泉控除義務者に源泉控除金額等を通知する。
- ② 第1項の規定による通知を受けた源泉控除義務者は、大統領令で定めるところにより、毎月分の勤労所得を支給する時に、債務者の義務返還額を源泉控除し、翌月10日までに納付しなければならない。
- ③ 源泉控除義務者が、債務者の勤労所得から義務返還額を控除したにもかかわらず納付しなかったときは、債務者に大統領令で定める帰責事由がない限り、債務者が義務返還額を納付したことを認定することができる。
- ④ 源泉控除義務者が第2項の規定による源泉控除を行わず、又は退職等の大統領令で定める事由により源泉控除義務者がいないときは、債務者が義務返還額を納付しなければならない。
- ⑤ 源泉控除義務者は、第2項の規定による源泉控除納付を行うときは、教育部長官が定めるところにより、返還金明細書を併せて提出しなければならない。
- ⑥ 教育部長官は、源泉控除義務者が第2項の規定により源泉控除した義務返還額及び第30条の規定による延滞金を納付しなかったときは、国税滞納処分の例に準じて源泉控除義務者から[当該義務返還額及び延滞金を]徴収する。
- ⑦ 第1項の規定により源泉控除金額等の通知を受けた債務者は、源泉控除義務者が第2項の規定により前年度勤労所得に対する源泉控除を開始する前に、通知を受けた源泉控除金額の全部をあらかじめ納付し、又は源泉控除金額の2分の1ずつ2回に分けて納付することができる。
- ⑧ 第1項の規定により源泉控除金額等の通知を受けた債務者は、源泉控除義務者が第2項の規定により前年度勤労所得に対する源泉控除を開始した後も、第1項の規定による源泉控除金額のうち、残金全部を納付することができる。

⑨ 第7項及び第8項の規定による源泉控除及び納付等に必要な具体的な事項は、大統領令で定める。

第25条(年金所得のある者の貸与元利金の返還等)

「所得税法」第20条の3の規定による前年度の年金所得のある債務者は、第24条の規定を準用し、義務返還額を納付しなければならない。

第26条(退職所得のある者の貸与元利金の返還等)

「所得税法」第71条の規定による退職所得のある債務者は、退職所得の発生時に第24条の規定を準用し、義務返還額を納付しなければならない。ただし、退職所得金額が大統領令で定める金額以下であるときは、その限りでない。

第27条 (譲渡所得のある者の貸与元利金の返還等)

- ① 教育部長官は、債務者に「所得税法」第92条の規定により、同法第94条第1項第1号の規定による譲渡所得(同法第89条で定める非課税譲渡所得を除く。)に対する譲渡所得課税標準があるときは、「所得税法」第110条の規定による譲渡所得課税標準の確定申告期限(債務者が同法第110条第4項の規定により譲渡所得課税標準の確定申告義務がないときは、同法第105条の規定による譲渡所得課税標準の予定申告期限をいう。)が終了した日から3か月以内に義務返還額を決定しなければならない。
- ② 教育部長官は、債務者に対し、「所得税法」第114条の規定により譲渡所得課税標準等の決定・更正があるときは、当該決定・更正の日から3か月以内に義務返還額を決定し、又は第1項の規定による決定を更正しなければならない。
- ③ 教育部長官は、第1項及び第2項の規定による義務返還額の決定・更正に漏れ又は誤りがあることが発見されたときは、直ちにこれを再び更正しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による義務返還額の決定・更正は、債務者に直ちに告知しなければならない。この場合において、告知する日から30日以内の納付期限を指定しなければならない。
- ⑤ 債務者は、教育部長官が決定・更正し告知するところにより、義務返還額を納付しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による義務返還額の決定・更正及び納付等に関する具体 的な事項は、大統領令で定める。

第28条(相続財産価額又は贈与財産価額のある者の貸与元利金の返還等)

- ① 教育部長官は、債務者に第 18 条第 3 項の規定による相続財産価額又は贈与財産価額があるときは、「相続税及び贈与税法」第 67 条及び第 68 条の規定による相続税又は贈与税の課税標準の申告期限が終了した日から 3 か月以内に義務返還額を決定しなければならない。
- ② 教育部長官は、債務者に対し、「相続税及び贈与税法」第76条の規定により課税標準等の決定・更正があるときは、当該決定・更正の日から3か月以内に義務返還額を決定し、又は第1項の規定による決定を更正しなければならない。
- ③ 教育部長官は、第1項及び第2項の規定による義務返還額の決定・更正に漏れ又は誤りがあることが発見されたときは、直ちにこれを再び更正しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による義務返還額の決定・更正は、債務者に直ちに告知しなければならない。この場合において、告知する日から30日以内の納付期限を指定しなければならない。
- ⑤ 債務者は、教育部長官が決定・更正し告知するところにより、義務返還額を納付しな

ければならない。

⑥ 第1項から第5項までの規定による義務返還額の決定・更正及び納付等に関する具体 的な事項は、大統領令で定める。

第5章 滞納処分

第29条(貸与元利金等の返還告知)

- ① 教育部長官は、源泉控除義務者が第24条第2項及び第3項、第25条(第24条第3項が準用された場合を含む。)並びに第26条(第24条第3項が準用された場合を含む。)の規定により源泉控除納付を行わないときは、大統領令で定めるところにより、源泉控除義務者に、納付しなければならない金額を決定・更正し告知する。ただし、第24条第4項に規定する場合は、債務者に、納付する金額を決定・更正し告知する。
- ② 教育部長官は、第19条から第21条までの規定により長期未返還者、海外移住者及び海外留学生が納付しなければならない金額を、大統領令で定めるところにより決定・更正し告知する。
- ③ 教育部長官は、債務者又は源泉控除義務者が第1項及び第2項、第23条第5項、第27条第4項並びに第28条第4項の規定により告知された納付期限までに、納付しなければならない金額を完納しなかったときは、債務者又は源泉控除義務者に、納付期限経過後10日以内に督促状を発しなければならない。この場合において、「国税徴収法」⁽²⁷⁾ 第23条の規定を準用する。

第30条(延滞金)

- ① 教育部長官は、債務者(源泉控除義務者を含む。以下この条において同じ。)が貸与元利金を第23条第5項、第27条第4項、第28条第4項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による告知による納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限が経過した日から、未納の貸与元利金に大統領令で定める率を掛けて算定した金額を延滞金として徴収する。
- ② 教育部長官は、債務者が未納の貸与元利金を納付しないときは、告知による納付期限が経過した日から1か月が経過するごとに、未納の貸与元利金に大統領令で定める率を掛けて算定した金額を、第1項の規定による延滞金に加算して徴収する。この場合において、延滞金(加算する金額を含む。)は、未納の貸与元利金の100分の9を超過することはできない。
- ③ 第1項及び第2項の規定にかかわらず、天災地変その他大統領令で定めるやむを得ない事由があるときは、第1項及び第2項の規定による延滞金を免除することができる。
- 第1項及び第2項の規定による延滞金に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条(納付期限前徴収)

貸与元利金及び延滞金の納付期限前の徴収に関しては、「国税徴収法」第14条の規定を準用する。

第32条(貸与元利金等の強制徴収)

教育部長官は、債務者が第29条第3項の規定による督促に基づく納付期限までに貸与

^{(27) 「}국세징수법 (법률 제 14116호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1397&PROM DT=20160329&PROM NO=14116>

元利金及び第30条の規定による延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例に準じて徴収することができる。

第33条(貸与元利金等の徴収順位)

- ① 貸与元利金及び延滞金は、債務者の総財産に対して租税、公課金その他法律で規定した優先弁済権を有する債権を除き、他の債権に優先して弁済されなければならない。ただし、貸与元利金及び延滞金が、他の債権より後に発生したときは、その限りでない。
- ② 第1項本文の規定にかかわらず、貸与元利金及び延滞金の返還期限前に、チョンセ権 (28)、質権又は抵当権の設定を登記又は登録した事実が証明される財産の売却において、当該売却代金の中から貸与元利金及び延滞金を徴収するときは、当該チョンセ権、質権又は抵当権により担保された債権に対しては、その限りでない。この場合において、返還期限とは、所得別返還方法に応じて「国税基本法」(29)第35条第1項第3号で規定する法定期日をいう。

第6章 補則

第33条の2 (通知等の送達方法等)

- ① この法律の規定による通知、告知その他書類の送達は、交付送達、郵便送達又は情報 通信網を利用した送達(以下「電子送達」という。)の方法で行う。
- ② この法律の規定による通知を郵便で送達するときは、源泉控除義務者には書留郵便で、 債務者には書留郵便又は普通郵便で送達する。
- ③ 電子送達は、大統領令で定めるところにより、送達を受けなければならない者が申請した場合のみ行う。
- ④ 第3項の規定にかかわらず、情報通信網の障害により電子送達を行うことができないときその他大統領令で定める事由があるときは、交付送達又は郵便送達の方法で行うことができる。

第34条(出納貸与元利金の繰入れ)

国税庁長は、第5条第2項の規定により委託徴収した貸与元利金及び延滞金等を、大統領令で定めるところにより、「韓国奨学財団設立等に関する法律」第24条の2の規定による学資金貸与勘定に繰り入れる。

第35条(異議申立て)

- ① 教育部長官(韓国奨学財団理事長及び国税庁長を含む。以下この条及び第37条において同じ。)が行った就業後償還学資金貸与及び返還処分に関して異議がある者は、大統領令で定めるところにより、異議を申し立てることができる。
- ② 教育部長官は、第1項の規定による異議申立てに理由があると認めるときは、[当該貸与及び返還処分]を直ちに是正しなければならない。
- ③ 教育部長官は、第2項の規定により是正を行い、又は異議申立てに理由がないと認め

⁽²⁸⁾ チョンセ (伝貰) とは、韓国で慣行として行われてきた不動産賃貸方法をいう。一般的には、賃借人が月ごとの賃料ではなく、最初に一定のまとまった金額 (チョンセ金) を賃貸人に寄託する。賃貸人はチョンセ金を運用して利息等の収入を得ることで賃料の代わりとし、契約終了後にチョンセ金は賃借人に返還される。現行民法では、チョンセは「チョンセ権」という1つの物権として規定されている。高翔龍『韓国法 第3版』信山社、2016, pp.291-298.

^{(29) 「}국세기본법(법률 제 13552호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1398&PROM DT=20151215&PROM NO=13552>

るときは、遅滞なくその旨を申立人に通知しなければならない。

- ④ 就業後償還学資金貸与及び返還処分に関して異議がある者は、第1項の規定による異議申立ての有無に関係なく「行政審判法」の規定による行政審判を請求することができる。
- ⑤ 就業後償還学資金貸与及び返還処分に関して異議がある者は、第1項の規定による異議申立て及び第4項の規定による行政審判請求の有無に関係なく「行政訴訟法」⁽³⁰⁾の規定による行政訴訟を提起することができる。

第36条(消滅時効等)

- ① 就業後償還学資金貸与の債権は、10年間行使しないときは、消滅時効が完成する。
- ② 第1項の規定による消滅時効は、次の各号のいずれかに該当する事由により中断する。
 - 1. 納付告知
 - 2. 督促又は納付催告
 - 3. 交付請求
 - 4. 差押え
- ③ 第2項の規定による消滅時効の中断に関しては、この法律に規定があるものを除き、 「民法」 $^{(31)}$ の規定を準用する。
- ④ 「債務者回生及び破産に関する法律」⁽³²⁾ 第 564条の規定による免責許可を受けた債務者の場合であっても、就業後償還学資金貸与の元利金請求権に対しては責任が免除されない。

第37条(資料要請)

- ① 教育部長官は、就業後償還学資金貸与及び返還事業を遂行するに当たり、債務者本人の家族関係登録資料及び住民登録資料、債務者本人及び債務者の両親又は配偶者の所得関連資料、不動産及び金融財産等の財産関連資料等、必要な資料を提出することを、次の各号に掲げる機関に要請することができ、要請を受けた機関は、特別な事由がない限り、当該資料を提出しなければならない。
 - 1. 法院行政処⁽³³⁾、行政自治部、国土交通部等の関係国家機関
 - 2. 地方公共団体
 - 3. 高等教育機関
 - 4. 金融会社等(銀行連合会を含む。)
 - 5. 「国民健康保険法」(34)の規定により設立された国民健康保険公団
 - 6. その他大統領令で定める機関及び団体
- ② 第1項の規定による関係国家機関、地方公共団体その他公共機関及び公共団体が教育 部長官に提供する資料については、使用料及び手数料等を免除する。
- ③ 第1項の規定により提供を受けた資料については、学資金貸与及び返還事業等の目的以外の用途で使用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。

^{(30) 「}行政訴訟法(법量 제 12844 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1102&PROM DT=20141119&PROM NO=12844

^{(31) 「}민법 (법률 제 13710 호)」同上 NO=13710

^{(32) 「}채무자 회생 및 파산에 관한 법률(법률 제 14177 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1884&PROM_DT=20160529&PROM_NO=14177 なお、「債務者回生」とは、裁判所を介して行う債務整理をいう。

⁽³³⁾ 日本の最高裁判所事務総局に相当。

^{(34) 「}국민건강보험법(법률 제 14183호)」법률지식정보시스템ウェブサイト http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1634&PROM DT=20160529&PROM NO=14183>

- ④ 第1項の規定により債務者の成績、席次等の資料要請を受けた高等教育機関が、これを提出せず、又は不誠実な対応を行ったときは、第8条の規定による協約を解除し、貸与対象機関から除外することができる。
- ⑤ 第1項の規定により要請する資料の種類、内容等に関しては、大統領令で定める。

第38条(金融取引情報等に対する照会)

- ① 教育部長官(国税庁長を含む。)は、債務者(債務者の配偶者を含む。)の所得認定額を算定するため、債務者の金融情報、信用情報及び保険情報(以下「金融情報等」という。)に関して確認が必要なときは、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」(35)第4条及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」(36)第32条の規定にかかわらず、大統領令で定めるところにより、文書又は「国税基本法」第2条第18号の規定による情報通信網(以下「情報通信網」といい、金融会社等が加入する協会、連合会又は中央会が金融情報等に関する情報通信網を管理するときは、これを含む。)により、金融会社等の長に金融情報等に関する資料を要求することができ、当該金融会社等の長は、情報通信網により伝送し、又はディスク若しくは磁気テープ等の電子記録媒体等により提出しなければならない。
- ② 第1項の規定により金融情報等の提供の要請を受けた金融会社等の長は、金融情報等の提供事実を名義人に通報しなければならない。ただし、名義人の同意があるときは、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条の2第1項及び「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第7項の規定にかかわらず、通報を行わないことができる。
- ③ 第1項の規定により提出を受けた資料については、第1項に掲げる目的以外の用途に使用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。

第38条の2 (課税情報の利用)

- ① 国税庁長は、第5条第2項の規定により委託を受けた就業後学資金返還業務の遂行の ため、「国税基本法」第81条の13第1項の規定による課税情報を利用することができる。
- ② 第1項の規定による課税情報は、第1項に掲げる目的以外の用途に利用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。

第39条(重複支援の防止)

- ① 教育部長官及び韓国奨学財団理事長は、この法律の規定による就業後学資金貸与事業が、他の学資金支援事業と重複して支援されないよう、必要な措置を講じなければならない。ただし、学資金重複支援の範囲及び例外処理に関する事項は、教育部長官が定めるところによる。
- ② 教育部長官及び韓国奨学財団は、学資金重複支援を防止するため、次の各号に掲げる機関に、学資金支援現況に関する資料を提出すること又は電子システム(韓国奨学財団が学資金重複支援を防止するために管理・運営するシステムをいう。)に登録することを要請することができ、要請を受けた機関は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない。ただし、教育部長官は、学資金支援機関の設立類型及び学資金支援目的に応じて資料提出義務の全部又は一部を免除することができる。
 - 1. 行政自治部等の関係行政機関

^{(35) 「}금융실명거래 및 비밀보장에 관한 법률 (법률 제 14242 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A0494&PROM DT=20160529&PROM NO=14242>

^{(36) 「}신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 (법률 제 14122호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1362&PROM_DT=20160329&PROM_NO=14122>

- 2. 地方公共団体
- 3. 公務員年金公団等、国から委託を受けて学資金支援業務を遂行する機関
- 4. 「公益法人の設立・運営に関する法律」⁽³⁷⁾第2条の規定による公益法人であって、学生に対して学資金又は奨学金に関する事業を行う非営利財団法人のうち、大統領令で定める規模以上のもの
- 5. 「公共機関の運営に関する法律」⁽³⁸⁾の規定による公共機関であって、所属職員又は 所属職員の子に学資金を支援するもの
- 6. 「地方公企業法」⁽³⁹⁾の規定による地方直営企業、地方公社及び地方公団
- 7. 「高等教育法」第2条の規定による大学
- 8. その他大統領令で定める機関及び団体
- ③ 第2項の規定により要請を受けた資料を提出する機関は、教育部長官及び韓国奨学財団に対し、提出する資料に関する使用料、手数料等を免除しなければならない。
- ④ 第2項の規定により提出を受けた資料については、学資金貸与及び返還事業等の目的 以外の用途で使用し、又は他人若しくは他機関に提供し、若しくは漏えいしてはならない。
- ⑤ 第2項各号に掲げる資料提出対象機関は、学資金重複支援の防止のため、他機関の学 資金支援履歴を事前に確認する等の必要な措置を講じなければならず、教育部長官は、 これを怠った機関に対し、その履行を命じることができる。
- ⑥ 教育部長官及び韓国奨学財団は、この法律の規定による学資金貸与及び学資金無償支給を受けた大学生又はその保護者が、第2項第1号から第8号までに掲げる機関から学資金の範囲を超過して支援を受けたときは、その超過金額の返還を受けることができ、これを返還しなかった者に対しては、超過金額の返還(学資金貸与の返還を含む。)義務を賦課することができる。
- ⑦ 第2項の規定により要請する資料の種類及び内容、提出義務の免除、第6項の規定による超過金額の返還等に関しては、大統領令で定める。
- ⑧ 教育部長官及び韓国奨学財団は、学資金重複支援を防止するため、商事法人、民事法人、[法人設立に係る]特例法の規定により設立された法人及び外国法人のうち、所属職員又は所属職員の子に学資金に関する支援を行う法人に対し、学資金支援現況に関する資料提出に係る協力を要請することができ、要請を受けた法人は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない。

第40条(税法等の準用)

貸与元利金の返還のための賦課及び徴収に関し、この法律及び他の法令で定めるところを除き、「国税基本法」及び同法第2条第2号で定義する税法(40)を準用する。

^{(37) 「}공익법인의 설립·운영에 관한 법률 (법률 제 14171호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A1136&PROM DT=20160529&PROM NO=14171>

^{(38) 「}공공기관의 운영에 관한 법률 (법률 제 14076호)」同上http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK TYPE=LAW BON&LAW ID=A2034&PROM DT=20160322&PROM NO=14076>

^{(39) 「}지방공기업법 (법률 제 13633 호)」同上 http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW ID=A1445&PROM DT=20151229&PROM NO=13633>

⁽⁴⁰⁾ 国税の種目及び税率を定めている法律、「国税徴収法」、「租税特例制限法」、「国税租税調整に関する法律」、「租税犯処罰法」及び「租税犯処罰手続法」をいう(国税基本法第2条第2号)。

第7章 罰則

第41条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン⁽⁴¹⁾以下の罰金 に処する。

- 1. 第37条第3項の規定に違反し、個人情報を目的外で利用し、漏えいし、権限なく処 理し、又は他人の用に供する等の不当な目的で利用した者
- 2. 第38条第3項の規定に違反し、個人情報を目的外で利用し、漏えいし、権限なく処 理し、又は他人の用に供する等の不当な目的で利用した者
- 3. 第38条の2第2項の規定に違反し、課税情報を目的外で利用し、漏えいし、権限な く処理し、又は他人の用に供した者

第42条(罰則)

源泉控除義務者が正当な事由なくその義務返還額を超過する金額を源泉控除し、又は 源泉控除した義務返還額を納付しないときは、1年以下の懲役又は超過徴収し、若しく は納付しなかった金額に相当する罰金に処する。

第43条(罰則)

第39条第4項の規定に違反し、個人情報を目的外で利用し、漏えいし、権限なく処理 し、又は他人の用に供する等の不当な目的で利用した者は、500万ウォン以下の罰金に 処する。

第 44 条 (過料)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者に、500万ウォン以下の過料を賦課することができる。
 - 1. 第24条第2項、第25条(第24条第2項を準用する場合をいう。)及び第26条(第 24条第2項を準用する場合をいう。)の規定に違反し、納付せず、又は源泉控除を行 わなかった源泉控除義務者
 - 2. 第24条第4項の規定に違反し、納付しなかった債務者
 - 3. 第39条第2項の規定に違反し、資料を提供せず、又は虚偽「の資料を〕提供した者
- ② 教育部長官は、第15条、第20条及び第21条の規定に違反し、申告を行わず、又は虚 偽の申告を行った債務者に、100万ウォン以下の過料を賦課することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、教育部長官 が賦課し徴収する。

附則〈法律第 14159 号、2016 年 5 月 29 日〉

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。ただし、第18条第5項の改正 規定は、公布した日から施行する。

(ふじわら なつと)